

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>(事業)</p> <p>第2条 福祉保健センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 区民の疾病の早期発見に関すること。</p> <p>(6)～(9) 〔略〕</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 福祉保健センターには、次の施設を設ける。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 区民の疾病の早期発見に必要な施設</p> <p>(6)～(8) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 福祉保健センター（児童デイサービス施設及び障害者生活介護施設を除く。次条において同じ。）の各施設の開館時間等は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者（第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者福祉センター ～高齢者在宅サービスセンター</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔削除〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能訓練施設</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 〔略〕</p> <p>第8条 削除</p>	施設名	区分	開館時間	身体障害者福祉センター ～高齢者在宅サービスセンター	〔略〕		〔削除〕			機能訓練施設	〔略〕		<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 区民の<u>健康の増進及び</u>疾病の早期発見に関すること。</p> <p>(6)～(9) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>健康増進室等</u>区民の<u>健康の増進及び</u>疾病の早期発見に必要な施設</p> <p>(6)～(8) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者福祉センター ～高齢者在宅サービスセンター</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康増進室</td> <td style="text-align: center;">水曜日</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>機能訓練施設</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 〔略〕</p> <p>〔<u>有料施設</u>〕</p> <p>第8条 <u>健康増進室の利用は有料とし、その額は3,000円とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する利用料金は、指定管理者</u></p>	施設名	区分	開館時間	身体障害者福祉センター ～高齢者在宅サービスセンター	〔略〕		健康増進室	水曜日	午前9時から 午後9時まで	機能訓練施設	〔略〕	
施設名	区分	開館時間																							
身体障害者福祉センター ～高齢者在宅サービスセンター	〔略〕																								
〔削除〕																									
機能訓練施設	〔略〕																								
施設名	区分	開館時間																							
身体障害者福祉センター ～高齢者在宅サービスセンター	〔略〕																								
健康増進室	水曜日	午前9時から 午後9時まで																							
機能訓練施設	〔略〕																								

<p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) この条例、この条例に基づく<u>墨田区規則</u>（以下「規則」という。）又は指定管理者の指示に違反したとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p><u>の収入とする。</u></p> <p><u>3 指定管理者が特に必要があると認めるときは、第1項に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>4 既に納めた利用料金は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める場合を除き、返還しない。</u></p> <p>[同左]</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) この条例、この条例に基づく<u>規則</u>又は指定管理者の指示に違反したとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
--	---

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。